

就労許可に関する新しい規定

VOL.45 (2015年4月号) でレポートした就労許可について、2015年6月29日に新しく労働移住大臣規程が発表されましたので内容についてお知らせします。本規程は2013年に発表された労働移住大臣規程2013年第12号の改訂版となっており、改定した目的は、現在の労働事情と乖離がある内容を現状に合わせたとの旨が規程冒頭に書かれています。

労働移住大臣規程 2015年第16号 (インドネシア語)

[http://jdih.depnakertrans.go.id/data\\_puu/Permen\\_16\\_Tahun\\_2015doc.pdf](http://jdih.depnakertrans.go.id/data_puu/Permen_16_Tahun_2015doc.pdf)

今回新しく発表された規程を読んでもみると、今まで内規として定められていた内容や曖昧にされていた内容が明文化されるなど、現地に進出している企業や進出を検討している企業にとっても非常に重要な内容となっています。

【2015年第16号 労働移住大臣規程 記載内容】

- 第1章 (第1条～4条) 総則
- 第2章 (第5条～29条) 外国人雇用計画書 (RPTKA) 手続
- 第3章 (第30条～31条) 外国人雇用計画書 (RPTKA) 延長
- 第4章 (第32条～35条) 外国人雇用計画書 (RPTKA) 変更
- 第5章 (第36条) 外国人労働者 (TKA) の要件
- 第6章 (第37条～54条) 外国人労働者 (TKA) の就労許可 (IMTA) 取得手続き
- 第7章 (第55条～57条) 外国人労働者 (TKA) の就労許可 (IMTA) 変更手続き
- 第8章 (第58条～59条) 報告
- 第9章 (第60条) 監督
- 第10章 (第61条～64条) 外国人労働者の就労許可 (IMTA) の取消し
- 第11章 (第65条～66条) その他の規程
- 第12章 (第67条～68条) 結び

以下、今回の改訂で特に重要と思われるポイントをご案内いたします。

(第3条)

1項：外国人労働者（以下、「TKA」という）1名の就労許可取得に対し、インドネシア人10名を雇用する必要がある

2項：役員、コミサリス（日本の監査役に相当するが、日本の監査役よりも強い権限が与えられている）、理事メンバーは対象外、緊急時の業務対応のための就労許可、一時的業務の就労許可も対象外

⇒外国人就労許可に対するインドネシア人雇用条件については、今までは駐在員事務所の設立のみ記載があり、それもTKA1人に対しインドネシア人を3名の採用するものと書かれておりましたが、今回の改訂では役員、コミサリス以外の常勤者について10名のインドネシア人採用を行う必要があるという非常に厳しい条件が書かれています。また緊急時の業務対応や一時的な業務も対象外との記載がありますが、具体的な内容については下記第46条/第48条の項でご説明します。

(第 36 条)

1 項：TKA は下記の要件を満たすことが義務付けられている。

- a. TKA が就く役職要件に応じた学歴を有していること
- b. TKA が就く役職に応じた能力を有しているか 5 年以上の職歴を有していること
- c. インドネシア人に技術指導することの表明書を作成し研修実施報告書で証明すること
- d. 6 か月を超えて勤務するものは納税者番号を有していること
- e. インドネシア法人の保険の証書を有していること
- f. 6 か月を超えて勤務する場合は国家社会保障へ加入すること

⇒前規程からの大きな変更点となるのは「d・e・f」が追記されたことかと思えます。

「e・f」の保険関係についてはインドネシア政府が力を入れていることもあり、今回の記載に至ったと推測されます。また「d」の納税者番号の取得については非常に多く問い合わせをいただく件でもありますが、6 か月を超えてという点では 183 日ルールに基づくものかと思われる。また前回記載があり話題となった「インドネシア語でのコミュニケーションが可能であること」との記載は今回外されています。

(第 37 条)

2 項：外国人労働者の就労許可（以下、「IMTA」という）保有義務は海外に所存する取締役メンバー、コミサリスメンバーにも適用される。

⇒Vol.45 号でも報告したように非常勤者についても IMTA 保持義務が明文化されました。

その為、リスクを避けるには取得を行うか役員構成を変更する必要があるかと思えます。また問題回避の選択肢としていたコミサリスについても保持義務が記載されていることから早急な検討と対策が必要になるかと思われます。

(第 40 条)

1 項：IMTA を取得するために必要となる外国人労働者雇用補償金（以下、「DKP-TKA」という。旧 DPKK（専門技能開発資金））は各 TKA に対し役職あたり

1 か月 USD100.-と定め前払いとする

2 項：1 項に規定の DKP-TKA は法規に基づきルピアに換算すること

⇒役職に基づく支払いは以前から変わらずですが、ポイントは 2 項にあるルピアでの支払いという点です。これはインドネシア中央銀行規則で記載された「国内決済におけるルピア使用義務」に基づく記載となっており、今回の規程から追加された項になっています。

(第 46 条)

1 項：一時的業務のための IMTA は下記の場合に供与される。

- a. 工業品の品質とデザイン向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力
- b. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- c. 講演を行う
- d. インドネシアにある本社あるいは代表事務所で行われる会議への参加
- e. インドネシアにある本社の監査、生產品質管理、あるいは検査
- f. 外国人労働者の勤務能力のトライアル
- g. 一度で完了する業務
- h. 機械・電気の据付、アフターセールサービス、ある以下事業調査中の製品に関連する業務

2 項：一時業務のための IMTA 取得は最長 1 か月。ただし 1 項の b・g・h については 6 か月の期

間で供与されるが延長は不可。

⇒前規程では「一時業務」のための IMTA は最長 6 か月と書かれており 1 項のような詳細は書かれておりませんでした。d にある会議は査証としては 211 (一時訪問ビザ) や 213 (到着ビザ) でも認められているのですが、今回なぜ記載されたかはよくわかりません。

(第 48 条)

1 項：緊急かつ差し迫った業務のための IMTA には自然災害、不可抗力、機械あるいは生産設備の故障が含まれる。

2 項：(1) 項に規程の IMTA は最長 1 か月の期間が供与され、延長は不可。

⇒前規程では「緊急を要する業務」の定義が記載されていませんでしたが、今回の規程では具体的に要件が明記されることになりました。期間についての変更はありません。

今回の改訂で最も重要で重大な事項は第 37 条 2 項に記載されている役員・コミサリス等の非居住者についての IMTA 取得義務かと思われます。本件については新規規程発表後に労働移住省にも実際確認を行いました。既に内部でも共有ができており労働移住省スタッフも把握している情報となっておりました。今回のように外国人の就労許可については年々規制が厳しくなっており、今後も益々ハードルは上がっていくことが推測されます。対策としては、今回の規程に沿った形での対応として既に進出されている企業であれば現規定に沿った形での IMTA 取得手続きを行うか、常勤者のみで役員構成を変更するかの対策を行うことをお勧めいたします。これから進出もしくは就労許可取得を行う企業は最新の情報をコンサル会社様やビザエージェントに確認を行いながら、実際の準備・手続きを行っていくことをお勧めいたします。

今後も追加情報等がありましたら本レポートで取り上げていく予定です。

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC 内) 概要★

所在地：WISMA NUSANTARA BUILDING 24<sup>th</sup> Floor

Jl. M. H Thamrin Kav 59 Jakarta Pusat Indonesia 10350

デスク担当者：PT. JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会に業務を委託)。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。